

商業撮影に関する注意事項

撮影にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 撮影にあたっては許可された場所、許可された人数、及び時間の範囲で行い、館の責任者及び担当職員の指示に従うこと
- (2) 開館時に撮影を行う場合は、来館者の迷惑にならないよう注意すること
- (3) 撮影の関係者は取材者用の腕章もしくは身分証を着用すること
- (4) 撮影及びその準備にあたっては定められた場所以外での喫煙・飲食を行わないこと
- (5) 撮影申請者が出したゴミは、撮影申請者が持ち帰ること
- (6) 撮影にあたり、機材や車両等の保管場所又は控室等が必要な場合は、撮影申請者自らがその負担において確保すること
- (7) 撮影に関する電源は、バッテリー等の機材を撮影申請者側で用意すること
- (8) 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うこと
- (9) 施設又は展示作品を損壊した場合は、撮影申請者の負担で原状回復すること
- (10) 撮影協力として、成果物に「兵庫県立美術館」の名称を明記すること
- (11) 撮影に伴う成果物は兵庫県立美術館に寄贈すること
- (12) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館責任者及び担当職員の指示に従うこと